

学校給食費等に関する大切なお知らせ

令和7年4月から、下関市立小中学校の学校給食費は、すべて市の予算に計上し徴収・管理を行なう「公会計」方式に移行しました。

これに伴い、学校給食費と日本スポーツ振興センター共済掛金は、市に直接お支払いいただくことになりましたので、振替口座の登録をお願いします。（生活保護を受けている世帯を除く。）

なお、その他学校用品等の代金は、学校からのお知らせに基づき学校へお支払いください。

1. 手続きについて

(1) 振替口座の登録

学校給食費は、原則、口座振替によりお支払いください。

- ・下のQRコードまたはURLから専用サイト（下関市Web口座振替受付サービス）で口座登録してください。（登録手数料は市が負担します。）
- ・児童生徒ごとに登録手続きが必要となります。
- ・口座振替可能な金融機関：山口銀行・西中国信用金庫・西京銀行・山口県農業協同組合・ゆうちょ銀行



<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/102/123805.html>



(2) 下関市学校給食申込書の提出

お子様が学校給食を受ける場合は、学校から配付される下関市学校給食申込書を学校給食費をお支払いいただくことをご了承の上、記入し学校へ提出ください。

- ・申込書は、児童・生徒ごとに提出が必要です。
- ・申込内容に変更（住所変更・氏名変更・在籍する学校の変更（中学校への進学を除く））があった場合は下関市学校給食申込変更届の提出をお願いします。

(3) 下関市学校給食停止（再開）届

以下の理由により給食を停止または再開する際は、停止または再開する日の5日前（学校休業日を除く）までに下関市学校給食停止（再開）届給食を学校へ提出ください。

- ・食物アレルギー等がある場合（食物アレルギー対応については、事前に学校と協議が必要です。）
- ・市外へ転出する場合
- ・市立小中学校以外の学校へ転校する場合
- ・病気などやむを得ない理由で連続して5日以上（学校休業日を除く）欠席する場合

【注意事項】

- ・（1）（2）については、一度提出、登録いただくと、お子様が市立小中学校に在籍している間有効です。（進級する際や市立中学校に進学する際に改めて手続きする必要はありません。）
- ・（2）（3）の申込書・届出書の様式は学校でもお配りしておりますが、下関市のホームページからダウンロードすることもできます。

2. 学校給食費の額及び納期限について

学校給食費は、1年分を11期に分けて5月以降にお支払いいただきます。

4月中に口座登録をされなかった方には10期分の納付書をまとめて送付します。口座登録した月の翌月からは口座から引き落とされますので、納付書で2重に支払うことがないようにご注意ください。

年間納付額については、5月中旬までに「学校給食費等納付額決定通知書」によりお知らせします。ただし、実際の喫食数により年間納付額が変更となる場合は「学校給食費等納付額変更通知書」によりお知らせし、増減額については11期目の支払額で調整します。

【学校給食費の額】※1年間給食を受ける場合

区分	予定日数	給食費の額 (1食あたり)	保護者負担額 (1食あたり)	支払額	
				1～10期	11期
小学校	194日	295円	140円	2,500円	2,160円
中学校	181日	340円	160円	2,700円	1,960円

・令和7年度は、引き続き学校給食費支援事業により半額以上を市が負担します。

【納期限】

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期
納期限	5月 末日	6月 末日	7月 末日	8月 末日	9月 末日	10月 末日	11月 末日	12月 26日	1月 末日	2月 末日	3月 末日

- ・納期限が土、日、祝日の場合は、金融機関の翌営業日となります。
- ・納期限を過ぎてお支払いされた場合、遅延損害金を請求することがあります。
- ・残高不足等により口座振替が不能となった場合、その期の再振替はできません。市が納付書を発行し、督促状と合わせてお送りしますので期限までにお支払いください。
- ・日本スポーツ振興センター共済掛金(1人当たり年間370円。ただし、要保護世帯等に該当する場合は免除されます。)は、5期目の給食費と合わせて請求しますので、口座振替が不能とならないよう残高にごご注意ください。

3. 就学援助の認定を受けている方

就学援助の認定を受けている方も、口座登録の上、ご自身で学校給食費をお支払いください。(就学援助の支給日に相当額が支給されます。)

4. 生活保護を受けている方

生活保護を受けている方の学校給食費は、生活保護費から自動的に下関市に納付されますので、保護者の皆様が直接納付する必要はありません。(口座登録手続きも不要です。詳しくは生活保護費担当者にお尋ねください。)

5. お問い合わせ先

下関市教育委員会 学校保健給食課給食係
電話 083-231-1344

